

(略)

東京都監査委員 友 渕 宗 治

同 岩 田 喜美枝

同 松 本 正一郎

平成29年2月28日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。よって、法第242条第4項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

#### 記

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

本件請求において、請求人は、平成27年4月から平成28年3月まで、A都議会議員が2台の車のリース代及びガソリン代に政務活動費を支出すること（以下、これらの支出を「本件支出」という。）は政務活動費の使途基準に反し違法・不当であり、どちらか1台のリース代及びガソリン代を返還させるよう求めているものと解される。

ところで、都における政務活動費については、法第100条第14項から第16項までの規定に基づき、東京都政務活動費の交付に関する条例（平成13年東京都条例第24号。以下「条例」という。）、東京都政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第63号）及び東京都政務活動費の交付に関する条例施行規程（平成13年東京都議会議長告示第2号）が制定されており、政務活動費の使途基準（以下「本件使途基準」という。）は条例第1条の2で定められている。

また、平成21年12月17日最高裁判所判決によると、「政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派（以下、併せて「議員等」という。）との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自

主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにあるものと解される。

このような政務調査費条例及び政務調査費規程の定め並びにそれらの趣旨に照らすと、政務調査費条例は、政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」とされている。

請求人は、一人の都議が、政務活動費から2台の車のリース代及び2台分のガソリン代を支払うことは本件用途基準に反すると主張しているが、前記最高裁判決を踏まえると、監査委員が本件支出を審査するためには、本件支出が本件用途基準に反することが「収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合」に当たらなければならない。

しかしながら、本件用途基準における「交通費」では、「会派又は議員が政務活動に要する日常的な交通費、宿泊費等の経費」と定められているところ、本件請求において請求人が添付した事実を証する書面からは、本件支出が本件用途基準に反することが「明らかにうかがわれる」と解することはできない。

したがって、違法性・不当性を具体的かつ客観的に摘示しているとは認められない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。

なお、参考までに、平成27年5月26日札幌地方裁判所判決によると、政務調査活動での複数の車両の使用に係る政務調査費の支出について、違法な支出には当たらないとされている。